

○ 事務ガイドライン〔第一分冊：預金取扱い金融機関関係〕

改 正 前	改 正 後
<p><u>2. 信託兼営金融機関関係</u></p> <p><u>2-1 兼営認可に係る留意点</u> (略)</p> <p><u>2-2 弊害防止措置等について</u> (略)</p> <p><u>2-3 代理店関係</u> (略)</p> <p><u>2-4 店舗関係</u> (略)</p> <p><u>2-5 信託銀行監督上の留意点</u> (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p><u>3. 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行</u></p>	<p><u>2. 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行</u></p>

○ 事務ガイドライン〔第二分冊：保険会社関係〕

改 正 前	改 正 後
<p>1 共通事項</p> <div data-bbox="203 355 1106 448" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-6 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第 128 条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第 132 条等に基づく業務改善等の命令を行うことが必要となる。</p> <p>以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。</p> <p>1-6-5 資産運用等 (1)~(12) (略)</p> <p><u>(13) 小口債権販売に係る業務の取扱いについて</u> <u>保険会社が「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」(平成 4 年法律第 77 号)により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>(14)~(18) (略)</p> <div data-bbox="203 1182 539 1222" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-8 子会社等について</p> </div> <p>保険会社の子会社(法第 2 条第 12 項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(令第 2 条の 3 第 2 項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。</p>	<p>1 共通事項</p> <div data-bbox="1133 355 2036 448" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-6 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第 128 条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第 132 条等に基づく業務改善等の命令を行うことが必要となる。</p> <p>以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。</p> <p>1-6-5 資産運用等 (1)~(12) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(13)~(17) (略)</u></p> <div data-bbox="1133 1182 1469 1222" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-8 子会社等について</p> </div> <p>保険会社の子会社(法第 2 条第 12 項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(令第 2 条の 3 第 2 項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。</p>

改正前	改正後
<p>以下同じ。) (以下「子会社等」という。) の業務範囲等については、法第 100 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注 1) 保険会社又はその子会社が、国内の会社 (当該保険会社の子会社を除く。) の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数 (法第 107 条第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。) を超えて所有している場合の当該国内の会社 (以下「特定出資会社」という。) が営むことができる業務は、第 106 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる会社、同項第 9 号に掲げる会社及び同項第 11 号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>(注 2)・(注 3) (略)</p>	<p>以下同じ。) (以下「子会社等」という。) の業務範囲等については、法第 100 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。</p> <p>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</p> <p>(注 1) 保険会社又はその子会社が、国内の会社 (当該保険会社の子会社を除く。) の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数 (法第 107 条第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。) を超えて所有している場合の当該国内の会社 (以下「特定出資会社」という。) が営むことができる業務は、第 106 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる会社、同項第 12 号に掲げる会社及び同項第 14 号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>(注 2)・(注 3) (略)</p>

○ 事務ガイドライン〔第三分冊：金融会社関係〕

改 正 前	改 正 後
<p>7 特定債権等事業関係</p> <p>7-1 小口債権の内容 (略)</p> <p>7-2 資産担保型証券を発行する特定債権等譲受業者の業務に関する事項 (略)</p> <p>7-3 許可及び届出事項 (略)</p> <p>7-4 業務に関する事項 (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>8 不動産特定共同事業関係</p>	<p>7 不動産特定共同事業関係</p>
<p>9 金融先物取引業関係</p>	<p>8 金融先物取引業関係</p>
<p>10A 資産流動化（新SPC、SPT）関係</p>	<p>9A 資産流動化（新SPC、SPT）関係</p>
<p>10B 特定目的会社（旧SPC）関係</p>	<p>9B 特定目的会社（旧SPC）関係</p>
<p>11 特定金融会社等関係</p>	<p>10 特定金融会社等関係</p>
<p>12 確定拠出年金運営管理機関関係</p>	<p>11 確定拠出年金運営管理機関関係</p>

改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="286 220 427 252">参考様式集</p> <p data-bbox="286 312 454 344">申請書等様式</p> <p data-bbox="203 405 383 437">1～6 (略)</p> <p data-bbox="203 450 510 481"><u>7</u> 特定債権等事業関係</p> <p data-bbox="203 494 566 526"><u>8</u> 不動産特定共同事業関係</p> <p data-bbox="203 539 510 571"><u>9</u> 金融先物取引業関係</p> <p data-bbox="203 584 790 616"><u>10A</u> 特定目的会社（新SPC、SPT）関係</p> <p data-bbox="203 628 678 660"><u>10B</u> 特定目的会社（旧SPC）関係</p> <p data-bbox="203 673 510 705"><u>11</u> 特定金融会社等関係</p> <p data-bbox="203 718 651 750"><u>12</u> 確定拠出年金運営管理機関関係</p>	<p data-bbox="1218 220 1359 252">参考様式集</p> <p data-bbox="1218 312 1386 344">申請書等様式</p> <p data-bbox="1135 405 1314 437">1～6 (略)</p> <p data-bbox="1151 450 1234 481">(削る)</p> <p data-bbox="1135 494 1498 526"><u>7</u> 不動産特定共同事業関係</p> <p data-bbox="1135 539 1442 571"><u>8</u> 金融先物取引業関係</p> <p data-bbox="1135 584 1722 616"><u>9A</u> 特定目的会社（新SPC、SPT）関係</p> <p data-bbox="1135 628 1610 660"><u>9B</u> 特定目的会社（旧SPC）関係</p> <p data-bbox="1135 673 1442 705"><u>10</u> 特定金融会社等関係</p> <p data-bbox="1135 718 1583 750"><u>11</u> 確定拠出年金運営管理機関関係</p>

○ 事務ガイドライン〔証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について〕

改 正 前	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-3 累積投資業務に係る留意事項 法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。 (1)～(4) (略) (5) 累積投資業務における有価証券の保管方法 ① 累積投資業務において買い付けた有価証券の保管は次により行うこと。 イ (略) ロ 当該有価証券を自ら管理することに代えて、証券会社名義をもって証券金融会社、銀行又は<u>信託銀行</u>に再委託することができること。 なお、顧客の権利又は利益を害さないと認める場合には、顧客の同意を得たうえで、保管又は再委託に当たり、大券をもつてすることができること。 ハ (略) ② (略) (6)～(11) (略)</p> <p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-2 銀行、<u>信託会社</u>その他政令で定める金融機関（以下「金融機関」という。）からの登録申請に係る留意事項 (略)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-3 累積投資業務に係る留意事項 法第34条第1項第8号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。 (1)～(4) (略) (5) 累積投資業務における有価証券の保管方法 ① 累積投資業務において買い付けた有価証券の保管は次により行うこと。 イ (略) ロ 当該有価証券を自ら管理することに代えて、証券会社名義をもって証券金融会社、銀行又は<u>信託会社</u>に再委託することができること。 なお、顧客の権利又は利益を害さないと認める場合には、顧客の同意を得たうえで、保管又は再委託に当たり、大券をもつてすることができること。 ハ (略) ② (略) (6)～(11) (略)</p> <p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-2 銀行、<u>協同組織金融機関</u>その他政令で定める金融機関（以下「金融機関」という。）からの登録申請に係る留意事項 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="203 220 483 252">7. 弊害防止措置関係</p> <p data-bbox="203 308 719 339">7-2 法第 65 条の規定の解釈について</p> <p data-bbox="203 395 887 427">7-2-1 法 65 条第 1 項本文の規定の解釈について</p> <p data-bbox="226 435 1106 595">(1) 銀行、協同組織金融機関、<u>信託会社</u>その他令第 1 条の 9 で定める金融機関（以下 7-2 において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、法第 65 条第 1 項により営業としてはならないとされている行為には該当しない。</p> <p data-bbox="248 611 434 643">①・② （略）</p> <p data-bbox="226 651 360 683">(2) （略）</p> <p data-bbox="203 778 674 810">第 3 部 証券投資顧問業者の監督関係</p> <p data-bbox="203 866 566 898">3 投資一任契約に係る業務</p> <p data-bbox="203 954 869 986">3-3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等</p> <p data-bbox="203 1042 1010 1074">3-3-3 合同運用等を行う場合の資産管理機関に関する事項</p> <p data-bbox="226 1082 1106 1281">認可投資顧問業者が複数の顧客資産を同一運用又は合同運用する場合において、顧客資産の適正な管理・配分等を確保する観点から、同一運用又は合同運用する場合の資産管理機関については、次の各号に掲げる運用の方法の区分に従い、各号に掲げる資産管理機関が活用されていること。</p> <p data-bbox="226 1297 824 1329">(1) 同一運用する場合 <u>証券会社又は信託銀行</u></p> <p data-bbox="226 1377 656 1409">(2) 合同運用する場合 <u>信託銀行</u></p>	<p data-bbox="1133 220 1413 252">7. 弊害防止措置関係</p> <p data-bbox="1133 308 1648 339">7-2 法第 65 条の規定の解釈について</p> <p data-bbox="1133 395 1816 427">7-2-1 法 65 条第 1 項本文の規定の解釈について</p> <p data-bbox="1155 435 2036 595">(1) 銀行、協同組織金融機関その他令第 1 条の 9 で定める金融機関（以下 7-2 において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、法第 65 条第 1 項により営業としてはならないとされている行為には該当しない。</p> <p data-bbox="1178 611 1364 643">①・② （略）</p> <p data-bbox="1155 651 1290 683">(2) （略）</p> <p data-bbox="1133 778 1603 810">第 3 部 証券投資顧問業者の監督関係</p> <p data-bbox="1133 866 1496 898">3 投資一任契約に係る業務</p> <p data-bbox="1133 954 1798 986">3-3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等</p> <p data-bbox="1133 1042 1939 1074">3-3-3 合同運用等を行う場合の資産管理機関に関する事項</p> <p data-bbox="1155 1082 2036 1281">認可投資顧問業者が複数の顧客資産を同一運用又は合同運用する場合において、顧客資産の適正な管理・配分等を確保する観点から、同一運用又は合同運用する場合の資産管理機関については、次の各号に掲げる運用の方法の区分に従い、各号に掲げる資産管理機関が活用されていること。</p> <p data-bbox="1155 1297 2036 1369">(1) 同一運用する場合 <u>証券会社、信託会社又は信託業務を営む金融機関</u></p> <p data-bbox="1155 1377 1951 1409">(2) 合同運用する場合 <u>信託会社又は信託業務を営む金融機関</u></p>